令和6年度 和歌山平野農地防災事業 永穂放水路改修工事

特別仕様書

近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所

		以修工争
項目	内容	摘要
第1章 総則	令和6年度 和歌山平野農地防災事業 永穂放水路改修工事(以下「本工事」という。)の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和6年4月)」(URL: https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下「共通事項書」という。)に基づいて実施する。共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、永穂放水路を改修するものである。	
2 工事場所	和歌山県和歌山市永穂地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=168.461m 施工始点 測点No.3+1.321 施工終点 測点No.11+9.782 内訳 開渠工 L=119.495m 暗渠工 L=26.466m 分流工 L=8.500m 合流工 L=12.500m 七ヶ分水路工 L=16.826m 接続水路工 L=1.500m 構造物撤去復旧 1式	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期:令和6年9月15日から令和7年7月16日まで(余裕期間:契約締結の日から令和6年9月14日まで) ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1 工事期間中	工事期間中の休業日として、雨天・休日等12日(月平均)を見込んでいる。	
の休業日	なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
	1	

			/八个芯//人/八匹				
項 目	内	容		摘要			
 寒中コンク リート 	1) 本工事におけるコンクリート工具に規定する「寒中コンクリート」(2) 気象状況により寒中コンクリート協議の上、養生方法、その他の施工き作成する施工計画書に記載しない	は想定していない。 、の施工を行う必要だ に方法について、共道	がある場合は、監督職員と				
3 工程制限	ら令和7年6月15日まで)に全て5 川保全区域内の工事については、5 暗渠工の施工を完了させなければ7 2)工事用地平面図に示す借地のうち 月30日までに返還しなければなら7 3)永穂放水路へ分岐する三箇支線が 始される令和7年6月1日までに	1)図面に示す河川区域内の工事については、非出水期間内(令和6年10月16日から令和7年6月15日まで)に全て実施しなければならない。また、図面に示す河川保全区域内の工事については、非出水期間内に大型フリューム設置、合流工、暗渠工の施工を完了させなければならない。 2)工事用地平面図に示す借地のうち、借地⑤、⑥-1、⑥-2については令和7年4月30日までに返還しなければならない。 3)永穂放水路へ分岐する三箇支線水路及び七ヶ分水路については、用水通水が開始される令和7年6月1日までに関係する工事を実施しなければならない。なお、詳細な期間は、監督職員と打合わせるものとする。					
4 工事を施工 しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、 週休2日の取得に要する費用の計上の 工事については、提出する実施計画 なお、気象条件等により上記の工事 施工が必要となった場合は、監督職員	の試行工事のうち、過 書によるものとする 事を施工しない日に	週休2日の実施を取り組む。 。 おいて、やむをえず工事の				
5 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前 なお、気象条件等により上記の工事 事の施工が必要となった場合は、監督	事を施工しない時間	• • = = /				
第4章 現場条件 1 土質	本工事の施工場所の土質は、粘性土	上を想定している。					
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に通じ、関連工事の責任者と十分連絡・ しなければならない。						
	工事名	工期	調整事項				
	令和6年度 和歌山平野農地防災事業 千旦放水路他ゲート製作据付工事	R6. 5. 28~R7. 3. 28	ゲート据付(永穂放水路 分流ゲート、七ヶ分水路 放流ゲート)				
	電柱移設工事(仮称)	R6.10 (予定)	電柱移設				
	※電柱移設工事は令和6年10月に実施事を行うよう管理者と調整中である。		 道路設置後速やかに移設工				
3 第三者に対 する措置 (1) 騒音、振動 対策	1) 騒音・振動等の対策については、 を図り、工事の円滑な進捗に努めな 2) 特に住宅隣接箇所における構造物 機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次	ければならない。 めの取り壊し等に際	しては、低騒音・低振動の				
	し、その調査結果について、監督職						

項目			内		容			摘
	なお、	こより、速やかい 則定結果が下表に 協議するものと	に示す基準			-	中止し、監	
		騒音	 レベル測定			動レベル測定		
	測定方法	特定建設作業に 規制に関する基準 4月20日環境省等	伴って発生す 隼(最終改正:		振動規制法施		日環境省令	
	基準値	85dB			75dB			
	測定日数	工事着手前1日、	工事実施中	各1日				
	測定地点	工事実施箇所の3 の直線上の2点 なお、調査地点数 査地点は別途、見	(10m・30m) を? 数は1点とし、	則定する。 詳細な調	の2点 (10m・ る。 なお、調査地	fの発生源及び 40m) の合計3, 点数は1点とし 、監督職員と協	点を測定す、詳細な調	
	測定時間等	午前8時から1時 ものとし、1回こ する。 なお、その都度、 評価・記載する	*との測定時間 主要騒音要因	は10分と	午前8時から ものとし、11 する。 なお、その都	1 時間間隔で10 回ごとの測定時 度、主要振動要に るものとする。	回測定する 間は10分と	
(3) 営農対策	また、エ! 十分留意し なお、受 なければな	う十分注意して 事の施工に際して施工するもの 注者の責による らない。 隣接農地におけ	ては、隣接地)とする。 トラブルの	也権者及び 生じた場っ	関係者とト合は、受注者	その責任におい	て処理し	
(4) 現場内への立入制限等	安全のた	解接展地におり め第三者の現場 るものとする。	- , .,, -		, , , , _			
(5) 保安対策	導教育責 であって 2) 交通誘	に配置する交通 任者講習修了、 交通誘導の専門 導警備員の配置 た場合は、監督	指定講習ま 的な知識・ は、下表の	たは、基 技能を有 とおりと	本教育及び する者とす。 するが、条件	業務別教育を	受けた者)	
	西西	置場所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員 の有無	備る	考	
		線から工事箇所 [路(2箇所)	2人/目	昼間	無	土砂・資機材	搬出入時	
(6) 交通対策	ない。	車両は、工事区 車両は、主要資						

·在 口	L	ميلير م		₩ , ==			
項 目 	内	容 		摘 要			
	て、事前に路面状況等を記録してお 損した場合は原形復旧を行うことと 面等の補修が必要な場合は、監督職 4)工事箇所に隣接する(株)Gメタ する車両の通行を妨げることがない	さする。ただし、善良な信 競員と協議するものとす ル及び(株)松原建設コ いよう、十分に配慮しな	使用にもかかわらず路る。 に業の敷地内へ出入り ければならない。				
(7) 早朝及び夜 間作業の禁 止	労働災害及び騒音防止の観点から、ない。	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならい。					
(8) 防塵対策	防塵対策として工事用道路の散水には、監督職員と協議するものとする。	ま計画していないが、必	必要と想定される場合				
(9) 濁水処理対 策	本工事の施工に伴い発生する汚濁が なった場合には、監督職員と協議のご	·					
(10) 関係機関と の調整	協議中であり、令和6年8月までに協	河川区域内及び河川保全区域内の施工に係る河川協議については、河川管理者と 協議中であり、令和6年8月までに協議完了する見込みである。 また、当施工区間内の電柱移設については管理者と協議中であり、令和6年10月 頃に移設工事を予定している。					
(11) 地上地下施 設に対する安 全対策	1)受注者は、共通仕様書第1編3-2-2の1(2)に示すとおり架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設(簡易ゲート)の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画上対策が不要な場合はこの限りではない。なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 2)受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1章1-1-34に基づき監督職員に報告するものとする。 なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。						
4 調査 (1) 平板載荷	位 置 暗渠 BOX. C. B2000×H1400 46 合流工 上流オープントランジション部 59.	又は地質が異なる場合に					

項目		摘要
5 照査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。	
6 現場内運搬 に係る安全 措置等	1) 車両系荷役運搬機械を現場内で使用する場合は、当該作業に係る場所の広さ、障害物、当該運搬車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に関して施工計画書に記載するものとする。 2) 水路内を運搬経路として使用する場合、損傷が生じないように使用するものとし、受注者の責により施設等に影響を生じさせた場合は受注者の責任において復旧を行うものとする。 3) 水路内の通行等に関する安全対策として見張り員等を配置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。	
第5章 指定仮設 1 工事用地等	1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。 2) 耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。 3) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。 4) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。	
2 土留工	1) 土留工の施工について下表を想定している。現場条件等により、想定工法での施工が困難と判断される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 鋼矢板打設区間は工事用車両や一般車両の通行を考慮し、仮設橋に路面覆工を行い、工事期間中の車両の通行ルートを確保する。なお、現場条件によって、施工方法の変更が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 本工事で打設した鋼矢板は施工後、存置することは想定していないため、すみやかに引き抜くこと。また、引抜にあたっては充填管から専用充填材を充填しながら引抜を行う「土留部材引抜同時充填工法(ジオテツ工法)」を併用し、堤防や近接する国土交通省の水位観測所、民家等への影響を低減するものとする。	
	施工場所種別施工方法施工条件	
	No. 2+6. 867 鋼矢板土留 油圧圧入引抜機 Nmax≦25 引抜同時充填工法併用	
	No. 2+17. 23 鋼矢板土留 ~No. 3+18. 06 (切梁式) 油圧圧入引抜機 Nmax≦25 引抜同時充填工法併用	
	No. 3+18. 06 鋼矢板土留 25 < Nmax ≤ 50 ウォータージェット併用 引抜同時充填工法併用 引抜同時充填工法併用 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	 4) 土留部材引抜同時充填工法の実施にあたり、充填材の規格は以下の通りとするが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 A液(500L当たり):セメント187.5kg、促進剤(YMS60tai)10kg、水435LB液(500L当たり):硬化剤(YMS60tai硬化剤)25kg、水495L 5) 矢板の打ち込みについては、油圧式圧入(N≦25)及びウォータージェット併用油圧式圧入(25<n≦50)を想定しているが、現地の土質状況により他の工法< li=""> </n≦50)を想定しているが、現地の土質状況により他の工法<>	

	.			水楒放水路	以沙工。
項目		内	容		摘要
	とする場合には監	監督職員と協議を行う も	のとする。		
3 仮設橋梁工・ 仮廻し道路	を敷設する仮廻し違	广樋門接続部仮設橋及で 道路については、図面に 維持管理及び工事完了 、。	基づき設置しなければ	ずならない。また、	
4 水替工	1) 本工事における	河水量は、次のとおり		T	
	2 *****/. 1.05	想定排水量	排水方法	備考	
	永穂放水路 No. 8付近	Qmax=1.8㎡/hr未満	作業時排水	1 箇所 掘削時の湧水	
5 仮締切工	現場施工状況管理 のとする。 図面に示す既設力	での湧水量について、間を行い監督職員に報告	テするとともに、監督職	員の確認を得るも は、監督職員と協議	
	·	た、工事期間中の点検 こおいて実施しなければ		加上元 俊の献去	
6 仮設排水路	分流工施工時の仮 ものとする。	反設排水路の規模は、Qm	ax=1.521m3/s以上の通	水能力を確保する	
第6章 工事用地等1 発注者が確保している用地		こいる工事用地及び工事 同に示すとおりである。	『施工上必要な用地(』	以下「工事用地等」	
2 工事用地等 の使用及び返 還	使用条件等の確認 2) 受注者は、工事ない。 3) 受注者は、使用有者の立会いのもものとする。なお、監督職員るものとする。 4) 受注者は、工事	いては、工事施工に先記を行わなければならな 用地等を監督職員の指条件に基づき必要な措 を、土地使用補償契約 から要請があった場合 用地の返還後、土地の に 質職員と協議の上、 記書職員と協議の上、 記	さい。 宗に基づき、適切に使 置を講じたあと、監督 に定める期間内に工事 は、「土地返還引受書 所有者等から原形復旧	所しなければなら 発験員及び土地の所 所地の返還を行う よ」の徴取に協力す はこついて苦情等が	
3 受注者の裁 量による工事 用地等		ごいる工事用地以外の用 「処理するものとする。	地を受注者の裁量で	雀保する場合は、受	
第7章 工事用電力	本工事で使用する	の電力設備は、受注者の	う責任において準備した	なければならない。	

内 容 項 目 摘要 第8章 工事用材 1 規格及び品 本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがた い場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得 質 るものとする。 1) 石材及び骨材 単粒度砕石5号 クラッシャラン C-40 再生クラッシャラン RC-40 粒度調整砕石 M-30 スクリーニングス 2) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295、SD345 JIS G 3112 PC鋼より線 SWPR7BL JIS G 3536 3) コンクリート二次製品 遠心力鉄筋コンクリート管 B形2K 大型フリューム (農業土木事業協会規格 同等品) I 種 ボックスカルバート T-25 (全国ボックスカルバート製品協会規格) 道路用鉄筋コンクリート側溝 JIS A 5372 4) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとす る。 セメントの 粗骨材の 呼び強度 スランプ W/C種類 最大寸法 種類による 使用目的 (%) (N/mm2)(cm) (mm)記号 25 一般構造物 60 21 12 BB (20)以下 基礎コンクリート 鉄筋コンクリート BOX端部土留壁 25 55 24 12 BB 接続水路 (20)以下 合流工 65 一般構造物 BB 18 8 (20)以下 均しコンクリート 無筋コンクリート 65 一般構造物 18 8 40 BB 以下 基礎コンクリート ※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。 5)舗設材 アスファルト乳剤 JISK2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスファルト混合物 (13) 再生粗粒度アスファルト混合物(20) 6) その他 土木安定シート(引張強度980N/5cm) 転落防止柵 H=1100mm 縦格子型 転落防止柵 H=1100mm 門型 片開き門扉 H=1100mm、W=1000mm タラップ (ステンレス製) φ19 W=300mm 樹脂被覆 水膨張性止水板 20×20 ウィープホール φ50 (逆止弁付)

キャップフィルター(フラット形状)

			八八心从关八	路以修工
項目	ļ	内容		摘要
	シーリング材は、農業水利が 修編】(案)の目地充填工法する。 【種 類】 1成分形 【基本性能】 JIS A 578 7)木材	印制) ト 20mm、t=15mm 12×5 度20) ール、1成分形) ューム及びボックスカル を設の補修・補強工事に関 法に使用する材料・工法の ポリウレタン系シーリング 58 建築用シーリング材の すの使用について指定され	D品質規格に適合するもの。 グ材 DF-20LMクラス uている場合はこれに従う。	る浦上
2 見本又は資 料提出	職員に提出して承諾を得なけ	ればならない。 いても自主管理記録を確認	書、見本、カタログ等を監で はする場合があるので、監督	
	材料名		是 出 物	
	石材及び骨材	試験成績書、粒		
	コンクリート	示方配合表、試		
	コンクリート二次製品	カタログ、試験	成績書	
	鋼材類	ミルシート		
	管材類	カタログ、試験	成績書	
	その他資材	カタログ、試験	成績書等	
3 監督職員の 検査又は試験	次に示す工事材料は、使用 い。 材料名 コンクリート二次製品 その他主要材料	前に監督職員の検査又は 検査・試験項目 外観、寸法 外観、寸法等	試験を受けなければなられる 備 考 搬入時抽出検査 搬入時抽出検査	Ţ.
第9章 施工 1 一般事項 (1) 基準点	本工事の基準点及び水準点 監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置デー			余
(2) 中間技術検 査	 1)発注者から監督職員を通 は従わなければならない。 2)中間技術検査を受ける場合 来形数量内訳書を作成し、 3)契約図書により義務づけ び工事報告書等の資料を整 	合、あらかじめ監督職員か 監督職員へ提出しなけれる られた工事記録写真、出来	いら指示する出来形図及びは ばならない。 来形管理資料、工事関係図	出 支

			水槵放水路	J S S Z S
項目		为	3	摘要
(3) 既設構造物 に対する措置	ついて事前に監督職員に報する構造物については、既録)を確認し、監督職員に2)施工中に設計図書に示して復旧を指示する場合がある3)再利用する構造物がある。保管するものとする。なお、再利用が困難と判	求められた場合は従われ 要する費用は、受注者の 、既設構造物を取壊しが 告して確認を受けなける 設構造物の形状、設置の 報告するものとする。 ていない構造物が発見さ 。 場合は、慎重に取り扱う 断される場合は、監督時 に再利用が可能な資料	なければならない。	
(4) 舗装切断に 伴う排水等の 処理	舗装切断作業に伴い発生すないよう回収し、産業廃棄物		直接、現場外に排出することが ものとする。	
(5) 設計図書の 充足	本仕様書及び設計図書等に するべきものについては、監		も、構造上及び機能上当然具備 充足するものとする。	
2 再生資源等の利用(1)建設副産物	法令等に基づき、速やかに 2)受注者は、再生資源利用作搬出する場合は、工事現場にが行った土壌汚染対策法等るなど適正であることにつ確認結果は再生資源利用促見えやすい場所に掲げなけ 3)受注者は、建設現場等か資源利用促進計画を作成するに対して、法令等に基づい 4)受注者は、建設発生土を持さは、法令等に基づき、速に記載された事項が再生資	受領書を搬入元に交付足進計画の作成にあたりの土砂の掘削その他のの手続き状況や、搬出先いて、法令等に基づき確進計画に添付するととればならない。 お土砂搬出を他の者に刻た事項(搬出先の名称が上での確認事項に関すて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知しなければなられて通知に強出もの管理者に表しない。	の、建設発生土を工事現場から の形質の変更に関して発注者等 にが盛土規制法の許可地等であ 認しなければならない。また、 もに、工事現場において公衆の 委託しようとするときは、再生 及び所在地、搬出量)と再生資 る確認結果を委託した搬出者	
(2) 再生資材の 利用		規 格 E密粒度アスコン (13) E密粒度アスコン (20)	がない。 備 考 使用箇所:管理用道路工 堤防道路 使用箇所:基礎工、路盤工	

項 目 内 容 摘要 なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発 行) 等を遵守する。 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困 3 建設資材廃 難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、 棄物等の搬出 監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に 報告しなければならない。 受入 事業 建設資材廃棄物 処理施設名 住 所 時間 区分 コンクリート殻 和歌山県和歌山市西田井 8:00~ 再資源化 (株)中野建設 字下嶋505-1他 (有筋) 17:00 施設業者 コンクリート殻 環境リサイクル 和歌山県岩出市根来字洞 8:00~ 再資源化 (無筋) (株) 尾2274番地47 17:00 施設業者 和歌山県和歌山市西田井 再資源化 8:00~ アスファルト殻 (株)中野建設 字下嶋505-1他 施設業者 17:00 大栄環境(株)粉 和歌山県紀の川市粉河字 8:00 ~ 中間処理 廃プラスチック 河リサイクルセン 別所谷3186-239他5筆 17:00 施設 (株)真永 樹木チ 和歌山県紀の川市神通字 8:00~ 再資源化 木くず (枝・葉) ップ工場SHINEI 村内200-2 17:00 施設業者 建設発生土 和歌山県岩出市今畑字横 8:00 ~ (株)ミナミ農園 (粘性土) 谷596番地1他4筆 17:00 受注者は、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録 規定について(令和6年5月28日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通 知) 」に基づき適正な搬出先への確実な搬出を行い、その内容を監督職員へ報告す ること。 4 特定建設資 本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次 材の分別解体 のとおりである。 工 程 作業内容 分別解体等の方法 工 程 仮設工事 □手作業 ①仮設 ■有 □無 ■手作業・機械作業の併用 上 十工事 □手作業 \mathcal{O} 2+T作 ■有 □無 ■手作業・機械作業の併用 業 基礎工事 □手作業 ③基礎 内 □有 ■無 □手作業・機械作業の併用 容 本体構造の工事 □手作業 及 4)本体構造 ■有 口無 ■手作業・機械作業の併用 び 解 本体付属品の工事 □手作業 ⑤本体付属品 体 ■有 口無 ■手作業・機械作業の併用 方 ⑥その他 その他の工事 □手作業 法

■無

□手作業・機械作業の併用

□有

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以修工事
項目	内容	摘要
5 土工 (1) 掘削	1) 表土剥 耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、水田では20cm程度、畑では30cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。 なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。 2) 掘 削 ①掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。 ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。	
(2) 埋戻し及び 盛土	埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1)構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度85%以上となるよう締固めを行わなければならない。 2)路肩盛土等その他の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度85%以上となるよう締固めを行わなければならない。	
6 開渠工 (1) プレキャス ト水路	1)割付図 施工に先立ち、水路の割付図(割付番号を含む)を作成し、監督職員の承諾を 得なければならない。	
7 コンクリー トエ	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。	
8 原形復旧工 (1) 耕地復旧	耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した 仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するもの とし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。	
(2) 路盤工	1) 下層路盤 下層路盤は、再生砕石 (RC-40) を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第3品質管理2.土質関係の道路工(2)下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。 2) 上層路盤 上層路盤は、粒度調整砕石(M-30)を均一に敷設し、施工条件に合った機械により施工管理基準別表第3品質管理2.土質関係の道路工(3)粒度調整路盤工(上層路盤工)の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。	
(3) 舗装工	1) アスファルト舗装 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート (アスファルト乳剤PK-3) 120 %%/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならな	

項目	内容	摘要
	い。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。 2) コンクリート舗装 ① コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレーター等で十分締固めた後養生しなければならない。 なお、舗装表面は、ほうき目仕上げとする。 ② コンクリート舗装に当たり、延長10mに1箇所の割合で目地を設けるものとする。	
第10章 施工管理 1 主任技術者 等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。	
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
3 施工管理の 追加項目	大型フリューム水路及び二次製品ボックスカルバートの目地間隔について、施工計画書に管理基準値及び規格値を示し、監督職員の承諾の上、施工管理しなければならない。	
4 工事現場等 における遠隔 確認について	1) 本工事において、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、 受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第11章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項	
第12章 公共事業 関係調査に 対する調査		
第13章 その他 1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-RまたはBD-R) 正副 2 部	

	小憶双小匠	以修工事
項目	内容	摘 要
2 週休2日による施工	(1)本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。(2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場関所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場関所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場関所等の具体的な内容は次のとおりである。① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では東季体を一時中止している期間、会絡期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。② 現場関所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場関所日についても、現場関所日数に含めるものとする。 (3)週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ② 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、現体2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場関所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、受注者からの関き取り等を行うう。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者からの関き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者に関けなるとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4)監督職員が選休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者と監督職員が協議して定める。 (5)発注者は、現場関所を確認した場合は、現場関所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。	
	①補正係数	
	4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上	
	現場別所率 28.5% (8日/28日) 以上 労務費 1.02	
	機械経費 (賃料) 1.02	
	共通仮設費 (率分) 1.02	
	現場管理費 (率分) 1.05	

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗

②補正方法

項目	内		容	/J\ (n	思奴水路	摘要
	じている。 なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、以下の補正係数を適用するが、現場閉所の達成状況					
	を確認後、4週8休に満たない場					
	名 称	区分	補正係数 4週8休以上	備考		
	鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02	市場単価		
	7十号按4m号几字里 丁 (/块地区 おごま7十 (1.4m)	設置	1.02	"		
	防護柵設置工(横断·転落防止柵)	撤去	1.02	"		
	法面工		1. 01	"		
	排水構造物工		1. 02	II.		
	コンクリートブロック積工		1.02	IJ		
	構造物とりこわし工	機械	1. 02	IJ		
	特担物とりこれし上	人力	1. 02	"		
3 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了するという。) は、変更積算のみに適用を項目に関する積算基準は、URL: https://www.maff.go.jp/j/notを参照。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準の適用について、協議の発議を多る。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日まその他協議に必要となる根拠資料(パッケージ型積算基準との乖離が確適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合等、1当と判断される場合には、1日未満	する。 LSIN/Sekke 基づと とこと 基づと 満書さ 、満 積書さ 、満 積書さ 、満	i/attach/pdf があった場合 でもる。 で1日作業と 準に該当する 約書、請よ 場合には、1 間的制約を受 基準以外の方	/index-116.g に、1日未満 なる場合には ことを示す書 等)により、 日未満積算基 ける工事の積	odf 請 請 章 は、1 本 施 準 算 方	
4 情報化施工 技術の活用	(1)適用 本工事は、「情報化施工技術の活用 部設計課)に基づき、情報通信技術の るため、受注者の発議により、土工、 施工、出来形管理等の施工管理及び 施工技術を活用する「情報化施工技術	○活用によ 水路工に関 データ納品	り生産性及び別 関する起工測量 の全て又は一	施工品質の向 量、設計図書の 部において、	上を図)照査、 情報化	

項目	内容	摘要
	ある。 (2)協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする (3)使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 (4)貸与資料 3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。	
	貸与資料 備 考	
	(5)確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。 (6)電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。 (7)情報化施工技術の活用に要する費用 1)情報化施工技術の活用に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 2)受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。 (8)本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。	
第14章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	